

令和4年度私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）取扱要領

令和4年6月30日 文部科学大臣裁定

（通則）

第1条 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱（平成11年5月21日文部大臣裁定。以下「要綱」という。）第19条及び第20条に基づき、過疎高等学校特別経費及び教育改革推進特別経費の交付対象及び補助金の額については、この取扱要領の定めるところによる。

（過疎地域）

第2条 私立学校振興助成法施行令（以下「施行令」という。）第4条第1項第2号ハに規定する文部科学大臣が定める地域（以下「過疎地域」という。）は、都道府県の区域又は広域市町村圏（広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和45年4月10日自治振第53号）に基づき設定された広域市町村圏をいう。）若しくはこれに準ずる圏域以上の地域（文部科学大臣が認めるものに限る。以下同じ。）であり、かつ、当該区域又は地域の令和7年度の高等学校在学可能者数（令和2年5月1日現在の小学校5年生、小学校6年生及び中学校1年生の数の合計数とする。）の昭和45年度の高等学校在学可能者数（昭和42年5月1日現在の中学校の生徒の数とする。）に対する割合が45%未満であって、令和4年度の当該区域又は地域内の公立高等学校の収容定員の合計数が、昭和45年度の公立高等学校の収容定員の合計数を上回っていない区域又は地域とする。

（教育の改革に資するもの）

第3条 施行令第4条第1項第2号イに規定する文部科学大臣が定めるものは、次の各号のとおりとする。

- 一 教育の質の向上を図る学校支援経費
 - イ 次世代を担う人材育成の促進
 - ロ ICT教育環境の整備推進
 - ハ 教育相談体制の整備
 - ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進
 - ホ 安全確保の推進
 - ヘ 特別支援教育に係る活動の充実
 - ト 外部人材活用等の推進
- 二 子育て支援推進経費
 - イ 預かり保育推進事業
 - ① 通常の預かり保育
 - ② 長期休業日等預かり保育
 - ロ 幼稚園の子育て支援活動の推進

（補助金の算定）

第4条 要綱第20条に定める補助金の算定については、次に定めるところにより算定し、その算定した額を合計するものとする。

- 一 過疎地域ごとに当該過疎地域内の私立高等学校（都道府県補助金の補助の対象とならない私立高等学校は除く。）の昭和45年5月1日現在の生徒の数の合計数に0.47を乗じて得た数（端数は切り捨てるものとする。）から当該私立高等学校の令和4年5月1日現在の生徒の数の合計数（学科の転換による収容定員の合計数の増が生じた場合

- には、その増加した数を加算する。)を減じて得た数(以下「生徒減少数」という。)に68,335円を乗じて得た額(当該過疎地域に係る、要綱第19条第1項に係る都道府県補助金(第2号に定めるものを除く。)を交付するに要する経費の3分の1の額を生徒減少数で除して得た額が68,335円未満の場合は、当該都道府県補助金を交付するに要する経費の3分の1の額を限度とする。)を合計して得た額
- 二 過疎地域内の私立高等学校が、それぞれ当該私立高等学校の生徒の数の減少に対応し、昭和53年度以降に学校の規模の縮小又は学校の統合等の措置を講ずるために必要な経常的経費で次に掲げるもの(当該過疎地域内の高等学校の令和4年5月1日現在の生徒の数の合計数が当該高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒の数の合計数を超えている場合は、昭和52年度から令和3年度の間が発生した債務に係る利息の支払いに要する経費に限る。)を対象として都道府県が要綱第19条第1項に係る都道府県補助金を交付するに要する経費の3分の1の額を限度として文部科学大臣の定める額
- イ 生徒の数の減少に関し退職する教職員(当該教職員の退職に対応して新たに教職員を採用する場合は、新たに採用する教職員に相当するものを除く。以下同じ。)に係る退職金(退職金支出と退職金社団等からの収入との差額に限る。以下同じ。)又は当該退職金に充てるための借入金(昭和52年度以降に借り入れたものに限る。以下借入金について同じ。)に係る利息の支払いに要する経費で文部科学大臣が認める経費
- ロ 収容定員の減少措置(当該私立高等学校が昭和52年5月1日現在の生徒の数以下に収容定員を減少させる場合に限る。)又は学校の統合に必要な次に掲げる経費で文部科学大臣が認める経費
- (イ) 設備、備品の購入に要する経費又は当該経費に充てるための借入金に係る利息の支払いに要する経費
- (ロ) 教職員の給与の調整に必要な経費又は当該経費に充てるための借入金に係る利息の支払いに要する経費
- (ハ) 退職する教職員に係る退職金に要する経費又は当該退職金に充てるための借入金に係る利息の支払いに要する経費
- (ニ) 寄宿舎等の施設整備に要する経費に充てるための借入金に係る利息の支払いに要する経費
- (ホ) 学校の移転に要する経費又は当該経費に充てるための借入金に係る利息の支払いに要する経費
- (ヘ) 寄宿舎若しくはスクールバスの運営費又は当該経費に充てるための借入金に係る利息の支払いに要する経費
- ハ その他、イ又はロに準ずる経費として文部科学大臣が認める経費
- 三 第3条第1項第1号に定める教育の質の向上を図る学校支援経費については、同号イからトごとに都道府県補助金の交付対象となった学校(以下本項において「交付対象校」という。)数に、別表1に定める国庫補助単価を乗じて得た額とする(都道府県補助金を交付するに要する経費の2分の1の額を超える場合は、都道府県補助金を交付するに要する経費の2分の1の額を限度とする。以下、第四号及び第五号において同じ。)。ただし、同号ロは、幼稚園、幼保連携型認定こども園を除くこととする。へは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項に定める学級をいう。)を置く小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程)を除くこととする。
- 四 第3条第1項第2号イに定める預かり保育推進事業については、別表2に定める区分ごとに、都道府県補助金の交付対象となった幼稚園及び幼保連携型認定こども園の数に、同表に定める基礎単価と加算単価を合計した国庫補助単価を乗じて得た額を合計して得た額とする。
- 五 第3条第1項第2号ロに定める幼稚園の子育て支援活動の推進については、別表3に定める区分ごとに、都道府県補助金の交付対象となった幼稚園及び幼保連携型認定こども

園の数に、同表に定める国庫補助単価を乗じて得た額を合計して得た額とする。

別表 1

		国庫補助単価 (円)
イ	次世代を担う人材育成の促進	420,000
ロ	ICT教育環境の整備推進	420,000
ハ	教育相談体制の整備	300,000
ニ	職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	130,000
ホ	安全確保の推進	300,000
ヘ	特別支援教育に係る活動の充実	280,000
ト	外部人材活用等の推進	420,000

別表 2

① 通常の預かり保育	基礎単価 ※いずれも幼稚園 又は幼保連携型認定こども園	【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上の預かり保育を開設 加えて、18時以降（18時を含む）も預かり保育を開設する場合	700,000円		
		【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上の預かり保育を開設する場合	600,000円		
		【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満の預かり保育（教育時間と合わせて8時間以上）を開設する場合	400,000円		
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満の預かり保育（教育時間と合わせて8時間未満）を開設する場合	200,000円		
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携型認定こども園 ※預かり保育時間、預かり保育担当者数はいずれも一日平均			
		預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日	
	—	150,000円	400,000円	700,000円	
	預かり保育 担当者数 2人/日	600,000円	1,050,000円	1,550,000円	
	預かり保育 担当者数 3人以上/日	970,000円	1,600,000円	2,250,000円	
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価 ※いずれも幼稚園 又は幼保連携型認定こども園	(1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設	80,000円		
		(2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設	150,000円		
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携型認定こども園 ※預かり保育担当者数は一日平均			
			(1) 長期休業日	(2) 休業日	
	預かり保育 担当者数 2人/日	140,000円	200,000円		
	預かり保育 担当者数 3人以上/日	260,000円	370,000円		

別表 3

区分	国庫補助単価（円）
幼稚園又は幼保連携型認定こども園	800,000